

◎開会

委員長 ただいまから平成14年9月定例教育委員会会議を開催いたします。

ご承知のとおり、現在市議会が開催中でございますので、金曜日の3時という不規則になりました。若干ご迷惑をおかけしたかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録の署名人を飯沼委員にお願いいたします。

---

◎議案の提出

委員長 それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。本日ご提案申し上げます議題は、議案が2件及び報告等2件でございます。

---

◎議案第63号

委員長 それでは、まず初めに議案第63号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

社会教育課長 議案第63号についてご説明いたします。

「松戸市教育功労者の表彰について」、松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき感謝状を贈呈するものです。

提案理由でございますが、社会教育の振興及び文化財保護行政に貢献された、正確には前でございますが、松戸市文化財審議会委員に対し、その多大な功績に感謝の意を表すためでございます。

次のページは推薦書ですが、委員のお名前ですが、関根孝夫、経歴ですが、若干記載漏れがあります。昭和53年5月から平成14年5月まで12期24年間松戸市文化財審議会委員を務めていただきました。そして6月1日からさらにお願いいたしまして、委嘱状を交付したのですが、その後一身上の事情ということで辞意を表明されまして、慰留に努めましたが、大変辞意がかたいので辞職に至ることになりました。

功績の概要ですけれども、24年間の長期にわたり、本市の文化財保護行政に大きく貢献した功績は顕著である。

特に考古学における深い知識と経験から文化財についての調査、保護についての指導、助言を受けてまいりました。

この方は、かつて松戸市の職員で学芸員をしておられまして、市内の古墳やあちこちの遺跡の調査にご指導をいただいております。

現況は、東海大学の教授でしたが、定年に伴いまして、今までの研究のまとめをしたいという意思が大変強くて、いわゆる残務整理していきたいと、そういう趣旨のようです。そして、引き続き松戸市の市史編さんの方につきましては、ご尽力を得られるということでお話を伺っております。

次の文化財審議会委員ですけれども、関根先生は考古学を専門になさっておられましたが、山浦先生という立教大学の教授ですが、こちらが考古学、同じ範囲ですので、当面の間は欠員のままで推移していきたいと思っています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。お聞きのとおりでございます。

昭和53年5月から平成14年5月まで、12期24年間、大変長い間文化財審議会委員としてご尽力をいただきました。それから、市史の編さんの方もずっと……。

社会教育課長 残っておられます。

委員長 これもずっと長いことですね。現職は東海大学……。

社会教育課長 現職は東海大学の教授だったというのが正確です。

委員長 さっき後任の方のことちょっとおっしゃったが、これは後にします。

何か先生方、ご意見、ご感想ございますか。

(「長い間ご苦労さまでした」の声あり)

委員長 それで、とりあえず空席と言われたんですが、それはどういうことですか。その山浦先生は立教の方ですか。

社会教育課長 山浦先生も以前から文化財審議会委員を務めておられまして、今までいろいろな懸案が多かったので2人で考古学分野を担当ということでやってまいりましたけれども、現状では大きな事態が起こらなければ、欠員のまま3月まで山浦先生にお願いしたいと思います。

委員長 山浦先生は現委員なんですね。ですからカバーできるということですね。

社会教育課長　　そういうふうに考えています。

委員長　　よろしゅうございますか。

それでは採決させていただきます。

議案第63号につきましては、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　　それでは、原案どおり決定させていただきました。

---

◎議案第64号

委員長　　それでは次に、議案第64号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

どうぞご説明してください。

企画管理室長　　お手元に今資料をお配りしておりますのが、「市長への提言、踏み出そう、刷新の第一歩を」ということで、平成14年8月27日の庁内刷新プロジェクトから市長に対しての提言でございます。

これにつきましては、昨年度より起きました一連の不祥事を何とかしようじゃないかということで、各本部から若手メンバー12名が参加をしたプロジェクトで、何とか庁内を生き生きさせようというような中から、数カ月にわたり検討を続けた結果を市長に提言したものでございます。

この提言を受けまして、若手のこうした前向きな姿勢というものをすべて取り込もうではないかという市長の意向もございまして、そういった一環として、議案第64号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」になったわけでございます。

提案理由でございますけれども、組織内部の危機管理を総括する刷新担当の配置に伴い、規程の整備を行うためでございます。

1 ページを開いていただきたいのですが、一部を改正する規則についての事項であります。従来、生涯学習本部企画管理室の事務分掌の中に、「事務事業の管理改善及び行政考査の実施に関する事」という1項目がございました。行政考査というのは文言的にわかりにくいのではないかというような考え方がございまして、また先ほど申し上げました危機管理ということを中心に置こうではないかという中で、事務事業の管理改善に関する事を一つ、2

つ目といたしまして、組織内部の危機管理に関することという項目に改めるものでございます。これにつきましては、平成14年10月1日から施行するものでございます。

2ページに、横になりますけれども、新旧対照表がつけてございます。

そして次の3ページになりますけれども、刷新担当の設置についてということで、目的、それから配置、任命関係、事務分掌、次のページにいきますと、本事務分掌上の解釈は次の通りとするということで、(1)、(2)、(3)というのがございます。主な任務というものが、その次に入っております。

職務上の役割としましては、刷新担当は企画管理室長が果たすべき本部内業務の品質管理等危機管理の役割を補佐すると、こういう形になっております。

いずれにしても、この事務分掌を設けたからそれで済むということではなくて、常日頃から企画管理室の刷新担当だけではなくて、全職員を挙げた形でこの危機管理に臨みたいというふうに考えております。その一連の規則改正でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問ございますか。

刷新担当というのは、そういう企画管理室長を補佐する役割を1人置くわけですか。

企画管理室長 こういう時代ですので、増員というわけにはいかないと思います。管理職として専門監、あるいは補佐職がおりますので、その中から任命されます。これだけを担当するために1名増員というわけではございません。

委員長 危機管理対応は企画管理室長の責任なんですか、もともとは。

企画管理室長 そういうふうな形になっておりますけれども、本来、各所属長がそれぞれ担当しなくてはならない問題だと思えます。企画管理室は総括という形で考えております。

委員長 では、新たに補佐役がつくわけですか。

企画管理室長 そういうことです。

教育長 危機管理担当官の資質、能力というのは、どういうものが要求されるんですか。

企画管理室長 まず問題が起こってからというのが一つあると思います。問題が起こった際は、早期に解決しなくてはならないと思えますけれども、それ以前に、問題が起こるであろうというものもやはりチェックをしていくということが重大なことかと思えます。

委員長 非常に特殊なケースでしょうけれども、青森県で6億とか取った事件がありました。ああいうのは非常に長期にわたっていますよね。その間にこういうチェック機能が働か

なかったから、そういうことが行われてしまった。結局、ある節々にいろいろチェックするということが必要なわけでしょう。そういうことをやろうという、そういう意味ですか。

教育委員会、生涯学習本部ですと、例えばどういうところをチェックしていくのですか。

企画管理室長　まず、とにかく悪いことができない、できにくいようなシステムづくりをしようというふうに考えておりました、とりあえず問題がありそうなところについて、改めていこうというふうな考え方を持っております。

今後刷新の手順をどういうふうにやっていくかというのは、またこれからの問題だと思いますが、いずれにしても、チェックをしやすいようなシステムづくり、フローチャートをつくりまして、そしてそれぞれのところでチェックしていきたいなというふうに考えております。

檜山委員　この市長への提言の9ページにあります「現状認識8」という中身は、現在かなりこういうことがあり得るんですか。

企画管理室長　現状認識の8、上層部による意思決定過程の説明がないためなぜその仕事をするのかわからないことが多い。また討論、討議する機会を与えられていないというような話があるわけですがけれども、本来的でいったならば、当然経営会議がありまして、その下に課長会議があります。それから調整会議というのがございまして、そして各課にそれがおりにくるわけです。

例えば、課によっては週1回、そういった経営会議、トップが判断をした事務事業と政策的なものが下へ流れていって、そして各課の会議に知らしめられるというのが本来の姿だというふうに思いますけれども、人数が多いとなかなか末端の方へ行かなかったりという面はあるかと思えます。そういった点を今調査しております、上層部で考えている政策的なものについては、やはり担当の方ですべてわかってもらうというような役割になっています。そのために月1回とか、週1回とかという形の会議というか、課内の打ち合わせ会的なものを持って、つつがなく話をして、そして理解を求める、そしてそれに基づいてそれぞれの担当が事業を進めていくというような方向になろうかと思えます。

その辺がなかなかできなかったという点があるのではないかとということで、こういう話があるかと思えます。結局、先ほど申しましたように、若手職員の12名で担当してまして、そういった中からそれぞれの課で、うちはそういうのがなかったんだよというような話も出てきたのではなかろうかなということです。

今後はそういうことがないような形で進めていきたいというように思います。

委員長　ほかに何かありませんか。

飯沼委員　危機管理という非常に難しい定義が書いてありますけれども、予測もしないいろいろなことが起きると思うのですけれども、4ページの2番に、行政運営上、他市で発生した事故などを「対岸の火事」とせず云々と書いてありますが、ほかの市の状況の調査とか連絡についてもやはり準備してらっしゃると思うのですけれども、それも含めて一番最後に、その結果政策調整会議に報告するものとしますとありますが、政策調整会議というのはどういう立場の、どういう位置づけの会議なんでしょうか。

企画管理室長　まずメンバーですけれども、税務本部ですとか、あるいは総務企画本部ですとか、それぞれ必ず企画管理室がございまして、その室長が集まった会議が政策調整会議になっております。

ですから、当然経営会議で話が出たことが、部長会議を経て、政策調整会議の中に出てくる場合もありますし、また逆に下から上がってきたものについて、政策調整会議の中でいろいろ議論をし、それを部長会議を通して経営会議の方に上げていくと、こういうような形もあります。

ですから、従来のような縦割りでやっていたもの、縦糸ですべて処理していたものをできる限り横糸みたいな形で政策調整会議というのが設けられるというふうに考えています。

委員長　ほかに何かご意見ございますか。

基本的には、何でしたっけ、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則、この新旧対照表で見まして、その事務事業の管理改善及び行政考査の実施、それをはっきりと危機管理ということに言いかえて、そこら辺の意識を明確にしようと、この意図は非常によくわかります。

結局、日本のいろんな組織体、官庁とか企業も今いろいろな問題がたくさん出ているんだけれども、確かにそういう危機管理意識というのは、日本の組織においてはやはり薄かったのじゃないでしょうか。それで組織の欠陥というのが、日本の場合共通してて、まず情報公開が非常にないということですよ。

それから、説明責任、アカウンタビリティ、こういうものがない。

それから、自己評価、あるいは第三者評価と、そういう評価システムがない、こういうことが日本の組織体の共通の欠陥ですよ。ですから、多分そういうことを意識したというか、自覚した上でのこういう問題だろうと思います。

それから、さっき室長が言われたように、どうしても縦割りなんですよね。ですから、い

ろんな仕事について、お互いに了解し合わないとか改善しないというのが、一つのモラルみたいになっている。でもそれが逆に非常に弱点ですね。やはりそれは隣の人の領分に、不遠慮に土足で踏み込むようなことはね、これは当然すべからざることだけれども、余りにもそういう隣のことを尊重する余りというのか、隣は何をする人ぞというのがやはり日本の組織体の一つの欠陥ですよ。

ですから、今そう言われたように、横糸をどうするか、横糸というのは結局情報公開だと思います。みんながそこだけタコつぼで、そこだけが完結しているのではなくて、やはり横が、隣のことも理解するという形で、そういうことが結局情報公開で、ここに書いてあるとおり、率直に意見が言えるし、みんなでガラス張りの中で論議するということが書いてありますけどね。

そういう点を若い人たちが自覚なすって、それはいいことじゃありませんか。

ただ、ああいう問題があったからこれをやるというのではなくて、本来あるべき姿としてこういうことをやっていくんだというのが大事だろうと思います。

余り適切な感想を申し上げられませんが。

飯沼委員 防災の日に、全国津々浦々、いざというときの訓練はやっています。小学校あるいは中学校でもやっていると思うのですけれども、大阪教育大学附属池田小学校の件もあります。そういうものもやはり危機管理の一部かもしれません。

大地震だとか、ここにありますとおり、テロというのは学校関係では特別、ただ安心はできないでしょうけれども、天災、人災というのはしょっちゅうあると思うのです。ですから、特に教育委員会は、大変多くの人たちとの関わりがありますので、もちろんほかの企画管理室も大事な責任がありますが、その辺非常にきめ細かな、あるいは学校同士の連絡とか、その他学校でどの程度の災害に対する訓練をしているとか、そのようなこともかなり大事に事実を把握して対応していかなければならないかなと思うのです。

ですから、ぜひこの政策調整会議に教育委員会としての心配、あるいは対応について、積極的に発言して、教育委員会だけではできないことが多いと思いますから、市の関係、全部が協力しなければならないと思いますので、その辺のきめ細かな対応も大変でしょうけれども、頑張ってくださいなと思います。要望です。

檜山委員 こういう提言について、教育長並びに生涯学習本部長のご意見はいかがですか。

教育長 私は、前々から風通しをよくしろというふうに言ってきたのですけれども、昭和63年、事務管理課長のときに、当時もやはり人事が停滞してきて、だんだん採用もできない、

厳しい財政事情を迎えるに当たって、全体的に沈滞ムードもあって、このままだと先行き非常に不活性化が進んでいくと。30代から40代にかけての団塊の世代を中心に、職員の年齢構成が釣り鐘型から逆ピラミッド型になってしまう。採用もない中で、ピラミッドが逆さまになっていく組織は必ず停滞する。停滞すれば必ず大きなトラブルに発展する。今ここで人事政策、定員管理を含めて、思い切った改革をしていかないと、将来禍根を残すだろう、組織活性化検討委員会というのを全庁的に募集して、それぞれの若手の職員で委員会をつくりました。

そのときにいろんな提言をしたわけですが、組織、人事の問題としては、若年定年退職の制度を導入する。45歳で自分の第2の人生の岐路に達したときに、このまま役所にいるのか、それとも別の新しいジャンルに向かっていくのか、選択させようじゃないか。

そこで思い切って退職金を2倍ぐらい払ったら、やめる人も出るだろうということです。それと全員がラインの課長にはなれない。将来ですね。現実は今そうになっています。ですから、課長補佐という中間管理職層がどーんとふえてしまいました。それが若手職員の中の、一人ひとは悪くないですよ。一人ひとは悪くないけども、黒雲のように我が身の頭に滞留していれば、組織が活性化しないし、不満も出てくる。

だから、その2つの道筋をつけないと。ラインの課長として組織を引っ張っていく、集団を。専門職として役所に貢献していく。賃金等の一定の待遇は保障しましょうと、それなりの年齢相応の。ただしラインから外れてスタッフとしての専門性に自分の仕事の生きがいと組織への貢献をさせようという、そこにメスを入れなければ、どんなに精神論を言ってみても、これは活性化はしないでしょう。

それから各課は必ず若手職員の意見を政策に反映するような、課長を中心にそういうシステムを、局長制、局制を導入して、局長は52歳ぐらいでさせようじゃないか、58歳を定年にしようじゃないか、早く偉くして、若い連中の優秀な人を、責任感のある者を早くトップに据えて、しかし早くやめてもらう。

ただし、当時はまだ外郭団体というようなものが否定されていない時代でもありましたし、行政としてもいろいろ必要な時期でしたから、そういうものをさらに充実させて、そこへお引き取り願おうと、55歳過ぎたら、部長でも課長でもそういうところへどんどん出向させて、そして次の若手の管理職をそこに据えようじゃないか、かなり大胆な、そのほか国に類するようなものもたくさんありましたけれども、骨格は以上のようなものです。ですから、これは遅いというか、また、2番煎じ、3番煎じだと私は思っています。

檜山委員 安心しました。溝があるんじゃないかと思って。下と上とで。

教育長 では私がそれを実行しているかといったら、それはしてないかもしれない。私は職員に直接話す機会がないから、不満を持っている職員も中には随分いると思います。ただそれは部課長さんたちにやってもらいたいと、常々申し入れをしています。

ちょっと精神論的なところが勝っていますが、何か古い話をして申しわけない。ご指名されて急に昔を思い出しました。その案は9割方は成功しそうになったんです。ところが、最後の1割ぐらいでつぶれました。組合の問題とか、賃金体系の問題とかいろいろありまして。そんな経過がございました。古くて新しい課題だと思います。

本部長 こういうようなことも全然想定できないわけではなくて、これだけ組織が停滞していますから、ここまでやらなくちゃならなくなったのかなというのが実感です。やはり人を置いたり、何かするのではなくて、根本的にはやりたいと思っても、経済的な条件も政治的条件もありますし、そうなってくると、どうしても内向きにならざるを得ないので、そのときにまた内向きな組織をつくってどうするんだいという気は、正直言ってしますが、まあ、やれることはなり振り構わずやってみようというの、また一つの方法かなと。前向きに考えればそういうことだろうと思います。

教育長 私の話については、平成元年5月22日、松戸市組織活性化推進研究会第1次報告書、こういうのがあります。

委員長 そのころも何かそういう問題があったのですか。

教育長 そのときは、こういう不祥事があったというわけじゃないんです。でも10年に一遍はあの手の不祥事が出ました。あれほどひどいものではないですけども。

檜山委員 こういう提言が出るたびに、やはり圧力もあるんですか。

教育長 あります。改革ですから。ここに書いてある程度のことでしたら、そんなに組織構造を改革するようなことは書いてませんから、守旧派の抵抗が必ず起きる。少し過激過ぎる、このぐらいにしておけば簡単に通っちゃう。

本部長 逆に言うと、その当時の若手職員が中心だったろうと思うのですけれども、今そうやってそれだけの過激と言えば随分過激だなと、十数年たって、若手といえば若手かもわかりませんが、今回非常に評論家的なあれでそこまで書ききれないというのは、やはり私は逆に言うと問題があると思いますけれども。

教育長 本部制と専門監というのは、あれから10年以上たって実現はしましたけれども、専門監というのは当時提言のあったいわゆる専門職性を身につけて生かすという姿勢ではな

くて、役職、処遇上のポストにしかすぎないというか。

委員長　よろしゅうございますか。

いろいろありがとうございました。

でもいろいろ問題があったときに、こういう形で本来若い方が問題意識を持って取り組むというのは、健全な証拠だろうと思います。ただ、教育長が言われたように、具体的な装置として、どういう装置をつくれるのか、ただ精神主義的な反省だけでは、それでも意味があるけれども、措置としては結構なことだろうと思います。

教育長　最もすぐできることは、やはり各部課長が月1回ぐらいは職員と政策論議をするような場を、お酒を飲ませてですね、それが必要かというふうには思いますね。

もっと長い目で見ると、さかのぼっていけば、やはり日本人というのは政策論議とか、そういうことをやるのを嫌う、ばかにする、生意気だという風潮がありますので、学校教育の時点から、小・中学生からしっかりとディベート教育など訓練などをされておった方がよしいのではないかと思います。

委員長　そうだと思います。学校はそういうディベートしないからね。論理的にものを発表するということ、やはりそういう訓練は非常に必要だと思います。それが欠けているわけでしょう。

学校教育担当部長　今、社会科の授業でディベートが随分、授業の中で取り組まれてきました。この授業を見てみますと非常におもしろいです。子供たちはそれぞれ相手を負かすためにどうしようと、いろんな資料を集めて、それを論理づけして、相手の話していることをどこに矛盾点があるかと、いろんなことを考えながら議論をし合う、そういう訓練を大分してまいりました。授業なども参加しますと、本当におもしろく活気のある授業が組まれてきているのです。

少しずつでも何か自分の意見をそういう論理立てて話をするということができるようになりつつあるのかなと、それははっきり言って、我々にはあんまりなかった分野かもしれませんが、今の子供たちはそういう意味では随分おもしろい授業に取り組んでいるのかなとは思いますが。

委員長　現場も努力していらっしゃるし、子供は変わってきているでしょうね。

分析的に論理的に構築し、発表をする訓練していく必要があると思いますね。

というのは、ヨーロッパの学校教育の一番中心は、いわゆる論文の作成なんです。それが非常に主要な学科になっている。そのあたりももう少し日本ではやるべきだなと。

でも、今部長がおっしゃったように、随分変わっているというか、やっていらっしゃるようですね。

学校教育担当部長　取り組んでいる学校は少しずつふえている感じがいたします。

教育長　小さいころから訓練して抵抗力をつけておかないと、中高年になってからいきなりそれをやると議論じゃなくてけんかになってしまう。

学校教育担当部長　我々の年代からすると、やはり人の話を聞いて、それを論理立てて打ち負かすというのでしょうかね、意外と苦手なものがあるんですよ。

これから、今の子供たちが国際人として生きていくためには、相手の物の見方、考え方を十分理解した上でこちらの考えを伝えるということをしていかないと、国際的に太刀打ちできないような状況になると思います。

そうしていくと、やはりディベートの授業とかは物の論理の組み立てからスタートしますので、非常に相手を説得するだけのものが身につくかなと。例えば、社会科などで介護をどうするかといったときに、自宅がいいのか、そういう施設がいいのかという、そういう視点でやっている授業を見ますと、現実にはそういう場面に出くわしている家庭の子供というのは、おばあちゃんは家の方がいいよというようなことですし、そうすると家庭の人たちが非常に苦勞をするよと、だけどもお金がないとだめじゃないかとか、いろんなことを子供たち自身が調べてきて、それに対して自分でどう考えているかということを組み立てていきますので、非常に子供たち自身が議論をするということについての基礎ができるかなと、それは非常に大きい要素として、今後授業の中で取り入れられるのではないかなと思います。

委員長　まどろっこしいですけどね。先生も我慢して聞いてやらないと。

それでは、いろいろありがとうございました。

時間とって恐縮でございます。

それでは、この今の議案第64号、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則については決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長　それでは、議案第64号につきましては、ご異議がないものと認めまして、原案どおり決定させていただきます。

お諮りする議案は、以上2件でございます。

---

◎報告等

委員長 続いて報告に移りたいと思いますが、初めに、「松戸市職員措置請求に係わる監査の結果について」の報告をしていただきたいと思います。

企画管理室長 報告の1番目「松戸市職員措置請求に係わる監査の結果について」です。

平成14年9月2日付で松戸市監査委員の事務局、各監査委員の方から教育委員会委員長あてに文書が届いております。

この件につきましては、平成14年7月24日付提出されました「松戸市職員措置請求書（市立学校内における教職員の駐車）」について、監査を実施いたしまして、その結果を請求人に通知したものでございます。

非常に長いものですから、かいつまんでご説明をさせていただきたいというふうに思います。

請求人は、次のページにございますが、沢間俊太郎氏でございます。

請求の要旨でございますけれども、アといたしまして、市立学校（小学校47号、中学校21校、高等学校1校の69校）の用地は、市有地もしくは市の管理地であり、許可なく、あるいは許可があったとしても使用料を支払うことなく長年にわたり学校の教職員が許可なく通勤用車両を駐車しているということが請求の第1点目でございます。

これは1ページ(2)のところ請求の要旨ということで書いてございます。

2点目、教職員の駐車は、児童・生徒の遊び場や教育施設を使用して行われており、その用途または目的を妨げない限度を越えている。

3点目は、教職員が市立学校内に駐車している通勤用車両の正確な台数は不明であるが、概算で1,400台、これを民間の駐車料金を月額5,000円とした場合、13年度分の金額は約8,400

万円になるのではなかろうか、これを松戸市長及び松戸市教育委員会教育長から松戸市に返還しなさいということでございます。

4点目は、今後、教職員の学校内における通勤用車両駐車を禁止するか、もしくは教職員の学校内における通勤用車両の駐車に対して駐車料金の徴収を行う措置を求める。以上が請求の趣旨でございます。これに基づきまして、監査から事実確認ということで関係課が呼ばれまして、説明がなされました。

そして結果といたしまして、監査委員の判断としては、各学校長は、その所属教職員の通勤手段、経路等を把握し、校内における教職員の通勤用車両の駐車についても了承している

ところであり、請求人の「教職員が許可なく駐車している」という主張は理由がないものと判断すると、こうっております。これが1点目と2点目の請求の要旨につきまして、監査の判断でございます。

それから、3点目の請求、平成13年度分として、8,400万円を松戸市長及び松戸市教育委員会教育長が松戸市に返還せよという主張についてでございますが、法第225条において、行政財産の目的外使用に関して使用料を徴収することができるかと規定されておりますが、その費用の徴収につきましては、財産管理者の裁量にゆだねられており、費用を徴収しないことが直ちに違法、不当であるとは解せないという監査の判断でございます。

最後の点、今後、学校内での駐車を禁止するか、若しくは駐車料金を徴収を行うという請求でございます。これにつきましては、市立学校内における教職員の通勤用車両の駐車については公物管理上の問題であり、請求人の主張には理由がないものと判断するというところでございました。

総括で申し上げますと、8ページの後段なお書きのところでございます。教職員の通勤用車両を含めた適切な学校管理のあり方については、学校施設の財産管理者である教育委員会と実質的な施設管理者である学校長が、これまでと同様、児童・生徒等の安全確保はもとより、教育活動に支障を生じさせることのないよう留意の上、自ら対処していくべきものである。

以上のとおり、いずれも請求人の主張には理由がないことから、松戸市長及び松戸市教育委員会教育長に対して損害賠償を求める理由もないもの認め、これを棄却する、こういうふうな監査の判断がありましたので、ご報告させていただきました。

以上です。

委員長　　ありがとうございました。

何かご質問ございますか。

要するに、結論的には教育委員会と校長さんがよく相談をして、実情に合う形でやっぴこうということですね。

企画管理室長　　この問題は、従来からぼつぼつといろいろな市町村で、特に東京都下では出てきている問題でございます。

しかし、松戸市だけで考えると非常に問題が大きいのではなかろうかというふうに思います。せめて東葛地区全体でどういうふうな形をとっていくか、千葉県としてどういうふうな形をとっていくのかというような考え方も統一していかないと、いろいろなところで物議を

醸し出すのではなかろうかなというふうに思います。

いい例が、松戸はこれが出たからということではなくて、柏の方でも出たということですし、野田の方でも話が出たというようなことを聞き及んでおります。

そういった近隣の状況、特に松戸市の職員でしたら松戸市内でやっているからいいのですけれども、やはり学校の先生方、あるいは県の事務の方々ということになれば、異動等につきましては、東葛地区あるいは千葉県下という形での異動になろうかと思うのですけれども、その辺も十分検討した上で、将来的にどういうふうな形が一番望ましいのかというのが、検討する余地はあるではなかろうかなということです。

教育長 今後もこういう請求が出てくる可能性が強い時代になってまいりましたし、松戸市の教育委員会として、今後この問題にどういうふうに対処していくかという、基本的な方針を出しておかなければいけないことだと思います。

その後、ただいま企画管理室長が申し上げたように、東葛地域、千葉県なりの広域的なところで統一見解を出して、扱い方を決めていくということも一つの案だと思います。

委員長 こういうことは確かに一斉に出てくると、今までどおりでいいよと言い切れない部分が出てくるかもしれませんね。東京都の中では、そういう使用料を取っているところがあるみたいですね。

檜山委員 ただ単純に考えますと、特に先生、さっき出ました危機管理体制や何かの場合に、必要な車両かもしれないし、だから、そういう意味から言えば、そういう先生方の駐車スペースというのは、市が責任を持ってつくるべきものだろうというふうに思います。

委員長 ただ、教育長言われたように、こういう動きが今後広がる可能性があるかもしれないから、その辺少しずつ考えていく必要がありますね。

ありがとうございました。

では2つ目の方。

企画管理室長 2つ目の報告につきましては、定期監査の結果についてということで、監査報告書という冊子がお手元の方に入っておるというふうに思います。

定期監査につきましては、教育委員会は、大体4月の初旬から中ごろに行われるのが通常でございます。

その中で、大半は、適正に執行されているものと認められるというふうな形で表現がなされていると思います。

監査の結果、指摘という問題ではないのですけれども、何らかの形で適正に執行されてい

るものと認められるだけではない文章が入っているところが、私ども企画管理室でございます。

3ページをお開きいただきたいと思いますが、一番下の方3番、監査の結果、監査の結果は、適正に執行されているものと認められた。これは予算的なもの、それから事務分掌に伴ってどんな仕事をしているのかというようなことについては適正だったというふうに理解しておりますけれども、なお書きがございます。これは教育委員会の企画管理室だけではなくて、ほかの本部の企画管理室も全部こういう形でのせられたと聞いておるわけですが、「なお、企画管理室は人事及び組織の課題はもとより、予算上の課題等についても迅速かつ適正な指導に努める責務があることから、調整機能をより一層発揮されたい」という要望がありましたので、我々としてもこれを真摯に受けとめていきたいというふうに考えております。

そういう形で要望がございましたのは、私ども企画管理室と、32ページ、これはスポーツ課のところでございます。後段の監査の結果で、一般的なものにつきましては、適正に執行されているものと認められたということですが、なお書きがございまして、松戸運動公園の、これは上本郷にございます運動公園です。樹木等管理委託業務における「委託設計、委託業務の管理体制」等のあり方につきましては、専門性活用の観点から、教育委員会以外の関係部局と連携を図り、よりよい方途の確立に向け、充分検討されたいと、こういうことでございます。

どうということかと申しますと、細かいご質問は、担当課に答えていただくことになろうかと思っておりますけれども、あの広いところにはかなりの樹木がございます。それについてこの木は何月ごろ枝を切った方がいいのかとか、いろんな問題がございます。

やはりこれは素人の我々事務屋では、どうしてもそういったことがちょっとわかりません。そんなような意味におきまして、それだけではないんですけれども、そういった点も含めまして、教育委員会以外の関係部局ということは、公園担当部のことを言っているわけですが、公園担当部にはそれなりの技術屋さんがございますので、そういうところの協力を得て、設計、仕様あるいは業務委託に対しての問題点等々について十分煮詰めて、管理を的確に行うようにというようなことについて、監査の結果という形になっております。

以上、私どもとスポーツ課の2課、こういう関係から追加がございました。そのほかにつきましては、すべての課が適正ということでございます。よろしく申し上げます。

委員長 何かご質問ございますか。

教育長 庁内全般にかかって、企画調整機能が弱いんじゃないかとか、いろんな指摘が出ているんですね。

市長部局に5本部ありますし、それから教育委員会と病院に企画管理室がある。

本部ができたから、本部へ話を持っていけば全部解決つくというイメージは出発点から持たれたみたいですね。ところが行って相談しても、ちっとも解決つかないじゃないか、それは管理室ができたからって万能ではないですから、解決つくわけではないんですけども。

委員長 そういうことを含んで。

教育長 言われてもしょうがないだろうと思います。

委員長 それでは、そのほかありますか。

企画管理室長 報告は以上でございます。

その他で、博物館の方からございますので、博物館の方から説明いたします。

博物館補佐 博物館でございます。

来月10月12日から開催いたします企画展、はにわの十字路についてご説明させていただきます。

内容につきましては、企画展担当の学芸員松尾主査よりご説明させていただきます。

博物館主査 お手元にお配りいたしておりますのが、企画展の開催要項と「松戸ミュージアム」という刷り物です。この資料に即して、ご説明させていただきます。

今回の展示は、平成7年に松戸市栗山古墳で出土しました埴輪をきっかけにしております。その後の調査研究の結果、栗山古墳群の埴輪には群馬県の影響を受けたものや埼玉県鴻巣市で作られたものが含まれていることが判りました。さらに、古墳には千葉県富津市の金谷海岸で採取される石を使っていることも判明しました。つまり、栗山古墳には南北160キロほどの範囲のものが使われていることが明らかになったのです。これは古墳時代に松戸市域を含む江戸川下流域が文化交流の結節点であったことの反映と考えられ、このような交流の要衝としての江戸川下流域の地域特性を明らかにしたいと考えています。

委員長 ありがとうございます。

10月12日から……。

博物館主査 10月12日から11月24日までを予定しています。

委員長 古墳時代というのは何世紀を考えたらいいんですか。6世紀ですか。

博物館主査 古墳時代は4世紀から6世紀までですが、今回の展示は6世紀の埴輪が中心となります。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問ございますか。

いろいろな地方が集まっているのがおもしろいですね。

それではありがとうございました。

博物館補佐 1点報告させていただきます。

先般、教育委員会議で飯沼委員さんから、松戸の近現代についていろいろと情報をお持ちの方々が亡くなられたりして、当時のことが忘れられていたりしているという情報をいただきました。博物館におきましても、情報をお持ちの方々の人選をおこなっておりまして、何人かの方々に集まりいただき、多くの情報を得たいと考えております。

一応、今年度は11月頃を目途に実施したいと考えております。

飯沼委員 もう市の皆さんもよくご存じだと思うので、とりあえずわかる範囲から何人か集まっていただく。その方からのご紹介もあるでしょうし、とりあえず1回目開くと、いや、こういうことは専門的にこの方は知ってますよというのが出てくると思うのです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにいいですか。

企画管理室長 それでは、次回の教育委員会会議でございますけれども、10月10日の木曜日、午後2時からいかがでございますでしょうか。

委員長 よろしゅうございますか。これは第2木曜日だから、ある意味ではこれが一番当然というか。

それでは確認いたします。次回10月の定例会議は、10月10日木曜日、午後2時から、当会議室で。

先生方、よろしゅうございますか。

(「結構でございます」の声あり)

---

◎閉 会

委員長 それでは、ありがとうございました。

以上をもちまして閉会させていただきます。

閉会 午後 4時08分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員

